

令和2年4月22日

保護者様

愛知県立中村高等学校長

県立高等学校の授業料の納付時期等の変更について

日頃は、本県の教育に関しご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

県立高等学校の授業料については、令和元年度までは毎月20日（4月、7月分授業料については翌月、卒業生の3月分については前月20日）を納付期限とし、この日まで毎月額9,900円（2カ月分を納付する場合は19,800円）を納付していただくこととしておりましたが、令和2年度からは、授業料の納付時期や回数、1度に納付する金額が次のとおり条例により変更となりましたのでお知らせします。

なお、年間を通しての納付額の変更はありません。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

【授業料の納付期限】

区 分	納 付 額	納 付 期 限	口座振替日
4月～6月分	29,700円	8月20日	8月13日
7月～9月分	29,700円	10月20日	10月13日
10月～12月分	29,700円	12月20日	12月14日
在校生1月～3月分	29,700円	3月20日	3月15日
卒業生1月～3月分		2月20日	2月15日
合 計	118,800円		